

女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会設置要領

(設置目的)

第1条 女性首長によるびじょんネットワーク（以下「びじょネット」という。）の企画・運営を委託する業者の選定については企画提案方式とし、企画提案を審議し選定するため、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会設置要綱第7条に基づき、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会に女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) びじょネットの企画提案について審査すること。
- (2) びじょネットの企画提案について選定すること。
- (3) 委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は必要に応じて、前項に定める者以外の者を臨時に委員として指名することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局次長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集は、委員長が行う。
- (2) 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、他の委員の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。また、緊急やむを得ない事情があり、委員会を開催できない場合には、書面による持ち回りの方法により決定することができる。
- (3) 委員会の議事は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局が処理する。

(その他)

第7条 本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月2日から施行する。

附 則 （びネ委第45号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （びネ委第70号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （びネ委第173号）

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

別表

		役職名
委員長		東京都産業労働局商工部長 (女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局長)
副委員長		東京都産業労働局商工施策担当部長 (女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局次長)
		東京都産業労働局働く女性応援担当部長 (女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局次長)
委員	内部	東京都産業労働局総務部働く女性応援担当課長
		東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長
	外部	外部有識者 2名以上